

# 2022 年度 変更事業計画書

2022 年 4 月 1 日から  
2023 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

2022 年度事業計画書

## I 概 況

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）が施行され25年となり、さらに、2010年（平成22年）に一部改正法が施行されて12年が経過する。

臓器提供件数は、2021年度（2021年4月～2022年2月）82件（内脳死下70件）で、2020年度（2020年4月～2021年2月）67件（内脳死下58件）と対前年度同期を比較すると提供件数で15件、脳死下提供件数で12件といずれも増加している。

2022年度はあっせん業務関係として、コーディネーターの適正配置に努めるとともにコーディネーターのあっせん業務の補佐や家族支援業務を支援するコーディネート・アシスタントを継続配置する。あっせん事例のレシピエント選定に当たっては、レシピエント検索システム(以下、「E-VAS」)とレシピエント選定リストの自動化対応で作成したリストによる二重確認を継続する。システム改修として、あっせん業務から臓器移植後の管理業務までの運用をシームレスに対応するため、これまでの手作業(郵送・メール・電話・FAX)をシステム化することにより作業の効率化を図る。

また、BCP 対策として、災害等により E-VAS が稼働しなくなった際に備えックアップサーバの構築を行う。

さらに、厚生労働省より2022年度第2次補正予算の内示を受け、2023年度のシステム開発案件に向けて、臓器移植登録者、臓器提供者や臓器移植者の医学情報を一元管理するデータベースシステムの構築作業のためのシステム設計などの準備作業を行う。

次にあっせん事業体制整備として、コーディネーションに関連する職種の教育研修体制の強化を図るとともに、コーディネーターの資格化対策を検討する。ドナーファミリーに対する各種の心理的ケア事業を実施するとともに、ドナーファミリー専用ダイヤル・専用電子メールの運用や、ドナーファミリーが必要とする情報を家族自身でいつでも入手することができるようホームページの整備を図る。

また、都道府県内活動・研修事業、臓器提供施設連携体制構築事業、院内体制整備支援事業、臓器提供意思登録事業、臓器移植研修事業、提供施設技術研修事業を推進する。

次に広報事業として、臓器移植に関する理解を深めるために、SNSなど各種広報媒体を介して普及啓発を図る。また、10月の臓器移植普及推進月間を中心に都道府県や移植関係機関等と連携し、臓器移植推進国民大会及びグリーンリボンキャンペーン等を展開するとともに、若年層への普及啓発の促進を図る。

次に社団の管理業務として、あっせん業務の特殊性を踏まえ、「働き方改革」に取り組んで行く。

また、財政の安定運営のため、収支状況、各種手当の支給実態等を把握し、適正な運用を行い、財政の健全・安定化を図る。

今後、各種の中長期計画を検討・策定するとともに、同計画に適切な対応ができるための体制整備や健全な社内環境の構築について検討する。

## II 2022年度事業計画

### 1 あっせん業務関係事業

- (1) 臓器のあっせんを行うに当たっては、業務基準書（①登録・更新に関する業務、②移植検査に関する業務（移植検査施設対応）、③あっせん事例に関する業務（現地対応、本部対応））に基づき実施する。業務基準書は、実務の適正化を図るため、年1回精査の上改定し、コーディネーター全員への周知と徹底を図る。
- (2) コーディネーター、チーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。
- (3) 臓器提供事例発生時における医学的判断やコーディネーターの統括、その他あっせん業務に関する医学的問題点の検討等を行うメディカルコーディネーターを設置し、円滑なあっせん業務に努める。
- (4) 臓器あっせんのための移植施設への連絡、レシピエントの移植後経過情報の定期取得、サンクスレターの授受に関する連絡・調整、あっせん事例の評価に関する資料作成など、コーディネーターのあっせん業務及び家族支援業務を支援するコーディネート・アシスタントを設置し、コーディネーターの労働時間の適正化を図るとともに、より効率的なあっせん業務を行う。
- (5) 臓器提供・移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新・血清管理の業務を行う情報管理者を設置し、レシピエント情報の適正な管理を行う。
- (6) レシピエント選定時の順位付け及びこれに関連する業務に特化した部門の設置と専任の責任者を設置し、レシピエント選択基準に基づいた臓器あっせんを実施する。
- (7) 移植検査の質の担保と明確な関係性に基づいた検査体制の確立のため、「移植検査に関する業務基準書」に基づき、移植検査センターとの間で業務提携基本契約を締結する。
- (8) 臓器のあっせんに必要な移植検査（ウエストナイルウイルス抗体検査他）を円滑に実施するために、業務基準書の項目に基づき必要な経費の助成を行う。
- (9) 移植医療をさらに安定的に推進するため、世界保健機関（WHO）発行のガイドライン（感染性物質の輸送規則に関するガイドライン）に定める、「基本的三重包装の手法」に準じた血液検体の輸送を実施する。また、輸送中の事故による偶発的な破損を防止し、検体漏洩による二次的感染被害を最小限にするとともに、安全性を確保した移植検査体制の基盤を強化する。
- (10) 特定移植検査センターの集約化に向け、自動分注機の導入及び人員の強化などによる円滑な保存血清の回収と検査の質の担保を図り、移植検査体制の基盤強化を進める。
- (11) レシピエント選定に当たっては、2020年度にレシピエント選定リストを自動化するシステムを開発し、昨年度から本運用している自動作成したリストとE-VASリストによる二重確認を今年度も継続する。

システム改修としては、あっせん業務から移植後の管理業務までの運用をシームレスに対応する為、これまで手作業（郵送・メール・電話・FAX）で行っていた業務をシステム化することにより作業の効率化を図る。

また、BCP対策として、災害等によりE-VASが稼働しなくなった際に備えたバッ

クアップサーバの構築を行う。

## 2 あっせん事業体制整備事業

### (1) 都道府県内活動事業

都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政・腎バンク・アイバンク・医療機関・民間団体・都道府県コーディネーター）が連携して行う移植医療に関する普及啓発活動等の実施に必要な経費に対して助成を行う。

### (2) 都道府県内研修事業

都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政・腎バンク・アイバンク・医療機関・民間団体・都道府県コーディネーター）が連携して行う移植医療に関する諸問題の検討、教育・研修活動等の実施に必要な経費に対して助成を行う。

### (3) 臓器提供施設連携体制構築事業

脳死下及び心停止後臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）から少ない施設（連携施設）等に対し、法的脳死判定時における医師や臨床検査技師の派遣による技術的支援、院内体制整備に向けたマニュアル作成、シミュレーション実施など研修を通じた教育体制の構築、各種問い合わせへの助言を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図る。また、連携施設において、入院患者が器質的脳障害により深昏睡（GCS 3）を認めた場合、拠点施設が早期にその情報を把握し、選択肢提示の時期や環境整備等に必要な支援を提供できるよう、拠点施設への情報提供システム体制を整備する。

### (4) 院内体制整備支援事業

脳死下及び心停止後臓器提供に関する院内体制を整えようとする医療機関を予め選定し、当該医療機関の状況に応じて、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、臓器提供に関する院内体制を整備する。

### (5) 臓器提供意思登録事業

国民の臓器提供に関する適切な情報の提供、意思表示（登録）の機会拡大に基づく意思表示の促進を目的に、パンフレット類の作成及び配布に加え、社団のホームページ等において展開するデジタルコンテンツの拡充及び情報の統合や取得しやすさの改善を図る。特に健康保険証やマイナンバーカードの発行窓口及び運転免許証発行窓口においては、関係機関との連携を図り、引き続きリーフレット配布、情報提供の強化と機会の最大化を図る。

### (6) 臓器移植研修事業

統括責任者(Chief Coordination Technical Officer)を中心に、コーディネーションに関連する職種の教育研修プログラムを体系化し、教育研修体制の強化を図る。教育研修は、JOT 教育学習システム（e ラーニングシステム）「JOT Education & Learning System (以下、J-ELS : ジエルス)」を活用し、e ラーニングと集合研修等を組み合わせ、段階別・目的別に応じた研修を実施する。また、コーディネーションの分野における Evidence Based Coordination (根拠に基づいたコーディネーション) の確立と実践を目指した学習用書籍「臓器移植におけるコーディネーション学入門」

を作成し、教育研修で活用するとともに自己学習の促進を図る。また、コーディネーターの資格化に向けた対策を検討する。

#### ① コーディネーター研修事業

ア. 臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団のコーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務、ドナーファミリーに対する支援、移植医療に係る基盤整備など、コーディネーター及びチーフコーディネーターに必要な研修会を実施する。

イ. 臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県コーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務、ドナーファミリーに対する支援など、eラーニングや集合研修の他、必要に応じ実地研修を組み合わせ、コーディネーターに必要な研修会を実施する。また、チーフコーディネーター設置に向け、社団における集中研修（社団内における基盤整備、あっせん対応本部対応など）を実施する。

### （7）提供施設技術研修事業

コロナ禍等の状況においても、各医療機関が臓器提供に関する学習や院内体制整備を柔軟に、かつ継続的に実施できるようJ-ELSを構築し、法的脳死判定、小児法的脳死判定、脳死下臓器摘出手術におけるシミュレーションの実演動画と講義動画を掲載しており、今後はドナーファミリー支援等の教育教材を順次掲載し、自己学習や院内研修会での活用等、さらなる促進を図る。

また、J-ELSによる教育教材の提供のほか、集合研修をいつでも実施できるよう並行して各種研修会の実施に向け研修体制を整備する。

#### ① 救急医療における脳死患者対応セミナー

2022年度院内体制整備支援事業を実施する施設を対象に、脳死下及び心停止後の臓器提供時における手続きや流れ、実践的な法的脳死判定を学び、院内の各関連部署が担う役割を整理・共有することで各施設が今後の院内体制整備をより円滑に進めることを目的とした研修を実施する。

#### ② 職種別研修会の実施

2022年度院内体制整備支援事業を実施する施設の医師、看護師、臨床検査技師などを対象に、脳死下臓器提供におけるそれぞれの職種の特殊性を共有し、専門性を向上させることを目的とした研修を実施する（院内コーディネーター研修、周術期対応研修、臨床検査技師等）。

#### ③ 脳死判定セミナー（ハンズオンセミナー）

臓器移植法ガイドライン第8の1の(4)に定める法的脳死判定を行う医師を中心に、各種学会において法的脳死判定における脳波測定や無呼吸テストなど、手順に則した適正な実施に資することを目的とした研修を実施する。

#### ④ 小児臓器提供体制の推進

2022年度院内体制整備支援事業を実施する施設を対象に、小児医療の理解を深め、脳死下臓器提供の流れや終末期にある小児とその家族の特徴を踏まえた家族支援、被虐待児の審査対応等を学び、院内の各関連部署が担う役割を整理・共有する

ことで今後の院内体制整備をより円滑に進めることを目的とした研修会を実施する。

#### (8) ドナーファミリーに対する心理的ケア事業

ドナーファミリーへの意識調査の分析結果を踏まえ、コーディネーターによる家族支援業務を見直し、業務改善を図る。また、「ドナーのご家族のための集い」の開催、ドナーファミリー専用ダイヤル・専用電子メールの運用、個別サポート「みどりのカフェ」の実施等、よりドナーファミリーのニーズに沿ったケアを実施する。さらに、ドナーファミリーが必要とする情報を家族自身でいつでも入手することができるようホームページの充実を図る。

#### (9) 家族支援基盤強化事業

ドナーファミリーへの対応には、ドナーの多様な死因に対する個別性の高い対応が求められることから、ドナーファミリーの意思決定支援及び長期支援体制の強化、並びに組織的な支援体制の構築を図ることを目的に、家族支援センターの設置に向け、体制整備を行う。また、臨床心理士を配置し、コーディネーターと共に、現地対応及び提供後の支援業務等に関して専門的かつ多角的なアプローチにより家族の置かれている状況やニーズに応じた家族支援を実施する。

家族支援センターでは、ドナーファミリーの特性に応じて臓器提供時からの迅速な心理ケア、並びに臓器提供後の長期フォローアップを強化する。具体的には、同じ経験をした家族同士の支援「ピアサポート」やカテゴリー別グループ・サポートを実施する。さらに、医療機関における医療チームや自死対策関連機関等の社会的資源との連携体制の構築することにより、臓器提供時から臓器提供後におけるシームレスな家族支援を目指す。

### 3 普及啓発事業

#### (1) 一般普及啓発

臓器移植医療と社団の社会的意義を広く社会に周知し臓器移植に関する理解を深めるため、移植経験者等の手記・体験談映像、ポスター等の有効な資材の作成を行う。また、社会状況やニーズに合わせ、より広く移植医療の情報に接することができるようデジタル化を推進し、社団及びグリーンリボンキャンペーンホームページ、SNS等を積極的に活用し、展開する。

臓器の移植に関する法律施行25年による社会の機運の高まりに合わせ、10月の臓器移植普及推進月間を中心として、都道府県や移植関係機関等との連携をより一層強化し、デジタルコンテンツ等の相互の利用による発信及びグリーンリボンキャンペーンとの連携を通して、国民の移植医療への理解及び情報の接触機会の拡大につなげる。

これらに並行して、配布手段及び接触機会について継続的に検証を行い、より適切な情報の発信等、持続的な事業の進展を図る。

#### (2) 若年層への普及啓発の支援

教育者等を対象に臓器移植に関する理解を深めるとともに、若年層への授業実践機会の拡大を図るため、セミナーの開催等による情報提供及び授業を支援するツールの作成や提供を進める。また、移植医療関係者、ドナーファミリーやレシピエント等の講演による経験談等に接する機会の提供を通して、授業内容の充実につなげ、若年層への普

及啓発を促進する。

#### 4 各種委員会等の開催

##### (1) あっせん事例評価委員会

脳死下臓器提供事例の検証を行うため、あっせん事例評価委員会を開催する。早急な評価が必要と思われる事例については、脳死下・心停止後を問わず、緊急に検証を行う。

##### (2) 移植検査委員会

移植希望登録患者の増加及びドナー数の増加に伴う移植検査件数が増加している中、移植検査センターの集約化・効率化が喫緊の課題であり、あっせん時における適切かつ円滑な移植検査の基盤強化について審議するため、移植検査委員会を開催する。

###### ① 移植検査委員会 特定移植検査センター部会

移植検査における実務業務、保存血清の保管に関する事項等について審議する。

##### (3) 安全管理推進委員会

社団の安全管理全般に関する事項を審議する。

##### (4) 倫理委員会

社団の情報の提供等に関し、倫理的、医学的、社会的観点から倫理上の妥当性について審査、審議する。

##### (5) 移植施設委員会

移植施設における移植希望患者の登録更新及び保存血清業務、移植候補者への意思確認、臓器搬送の調整、臓器摘出チームの派遣、移植後経過報告など、特にコロナ禍における臓器移植施設全般に関わる事項及び諸問題について審議するため、移植施設委員会を開催する。

###### ① 移植施設委員会 レシピエント移植コーディネーター部会

レシピエント移植コーディネーターと社団コーディネーターとの連携に関する事項、レシピエントの移植後経過報告に関する事項、サンクスレターのあり方や授受等に関する事項等について審議するため、レシピエント移植コーディネーター部会を開催する。

##### (6) 提供施設委員会

脳死下及び心停止後の臓器提供に関する院内体制を整備しようとする医療機関に対し、適正かつ円滑な臓器提供の実施のため、実効性のあるマニュアル整備やシミュレーション実施などの院内体制整備への支援、ドナーファミリーへの心理プロセスを踏まえた家族支援に関する教育研修体制の構築、心停止後臓器提供に関する院内体制整備、臓器提供における医療チーム連携のあり方などの検討、他の諸問題について審議するため、提供施設委員会を開催する。

###### ① 提供施設委員会 教育研修部会

提供施設における医療従事者等の教育研修に関する事項、統一した教育研修プログラムの確立に関する事項、死因カテゴリー別、ドナーファミリーへの支援体制の確立に関する事項、医療機関における実行性のあるマニュアル整備に関する事項、コロナ禍での対応可能な研修形式や教育教材の開発等について審議するため、教育研修部会を開催する。また、ドナーファミリーへの意識調査結果から見える課題抽出と新たな教

育研修内容等を検討する。

② 提供施設委員会 ドナーファミリー部会

ドナーファミリーへの意識調査における分析結果を踏まえ、医療機関におけるドナーファミリーへの具体的支援方法や研修内容に関する事項、コーディネーターによるドナーファミリー支援に係る業務改善に関する事項等について審議するため、ドナーファミリー部会を開催する。

(7) 広報委員会

臓器移植の普及啓発、寄付金確保等、広報全般に関する事項について審議する。

## 5 臓器移植推進国民大会

毎年10月の臓器移植普及推進月間に開催する臓器移植推進国民大会は、厚生労働省、都道府県、公益財団法人日本腎臓財団と社団の主催で実施している。今年度は10月29日（土）に北海道で開催する。臓器移植対策推進功労者への厚生労働大臣感謝状贈呈及び臓器移植の推進を図るための普及啓発のイベント等を実施する。

## 6 社団管理事業

(1) 社団における「働き方改革」について着実な実施対応等を図る。

- ① 三六協定の実施状況について勤怠システムによる残業時間・休暇取得状況を把握し、月次実績報告を引き続き行うとともに、適正な実施へ向けて職員への働きかけを行う。
- ② 健康被害防止への取り組みとして、産業医への健康相談や衛生委員会において職員からの職場への意見要望を取り上げ、職場での健康環境の改善を図る。また、ストレスチェックを実施して職員のストレスへの気づきなどを促す。
- ③ コーディネーター業務の見直し、効率化、資格化及び教育研修体制の強化を図る。

(2) 財政の安定運営のため、収支状況、各種手当の支給実態等を把握し、適正な運用を行い、財政の安定化を図る。

(3) 社団運営のための意思決定機関である理事会、社員総会を効率的に開催する。